

募集等に係る株券等の顧客への配分に係る基本方針

平成 24 年 9 月 6 日改定
岡安証券株式会社

1. 当社は、募集（日本証券業協会「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」（以下「配分規則」といいます。第 1 条に規定する「募集」をいいます。以下同じ。）若しくは売出し（同条に規定する「売出し」をいいます。以下同じ。）の取扱い又は売出し（以下「募集等」といいます。）に係る株券等のお客様への配分を行うに当たっては、お客様の需要動向の把握に努め、公正な配分に努めることを基本方針としております。
2. 当社は新規公開株の募集等については、お客様から配分への申込みがあった場合に限り委託販売団に対して参加の申込みを行う方法をとっております。
 - ・「委託販売団」とは新規に公開する株式の一部について、引受けに参加していない金融商品取引業者に対し、募集・売出しの取扱いを委託する為に金融商品取引所が組成する証券団です。（当社へのお客様の配分への申込み数量の総数が銘柄毎に決められた一金融商品取引業者の申込み下限の数量に満たないときは、当社は委託販売団への参加を申込みすることはできません。）
3. 当社では、次に掲げる方針に従って、募集等に係る株式等のお客様への配分を行います。
 - 【新規公開株の場合】
 - (1) 当社は可能な限り多くのお客様に配分が行えるよう、配分への申込みをされたお客様全てに行き渡るまで、その配分数量は最低単位とします。
 - (2) 当社が配分する数量が、配分への申込みをされたお客様全てに最低単位の配分ができる数量に満たない場合、配分の機会を公平に提供する為、原則として全て（100%）抽選により配分先を決定いたします。抽選は次の要領で行います。
 - ① 委託販売団参加申込みの前日までに配分への申込みを行われたお客様すべてを対象に、抽選日（委託販売団参加申込み日の午後）に当社が行います。
 - ・委託販売団から割当てを受けた数量をお客様へ配分することとなります。
 - ・お客様の申込み数量の上限は銘柄毎によって異なりますので、営業部店の店頭もしくはお電話にてお問合せください。
 - ② 抽選に当たっては、抽選対象となる配分への申込み番号を付し、その番号を対象に抽選を行います。
 - ③ 抽選に当選されたお客様には、抽選日から翌営業日にかけて、当選の旨及び払込の要領を電話等でお知らせし、目論見書をお送りいたします。当選しなかったお客様には、その旨のご連絡はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
 - ④ 次に掲げるような場合には抽選による配分を採用いたしませんのでご了承ください。
 - イ 当社が配分する数量が配分への申込みをされたお客様の人数と同一の場合、全てのお客様に最低単위를割当てます。
 - ロ 当社が配分する数量が配分への申込みをされたお客様の人数を超えた場合、全てのお客様に最低単위를割当て、なおかつ余った数量については、申込み株数に応じて比例配分を行います。
 - 【新規公開株以外の場合】
 - 既公開株等の配分につきましては、お客様のニーズを勘案した上で配分することといたします。
 - ① 当社が配分する数量が、配分への申込みをされたお客様全てに最低単位の配分ができる数量に満たない場合、申込み株数の多いお客様順に最低単位の割当てを行います。株数が同じ場合は抽選を行います。
 - ② 当社が配分する数量が配分への申込みをされたお客様の人数を超えた場合、全てのお客様に最低単위를割当て、なおかつ余った数量については、申込み株数に応じて比例配分を行います。
4. 当社は新規公開株等の配分については、申込みをされたお客様に対する年間配分制限及び配分間のインターバルは設けません。
5. 配分先は配分への申込みをされたお客様の中から決定いたします。（新規公開株の配分方法については、3. (1) (2) ①②を参照）ただし、お客様のやむを得ない事情でのキャンセル等によりお客様の申込みの数量が当社の配分数量に満たない場合には、申込みをされていないお客様にも、当社とのお取引の状況等を勘案し勧誘を行った結果、配分を行うことがあります。
6. 配分への申込みは、お取引店舗において対面又はお電話で受け付けます。
7. 需要申告の受付期間、受付方法、仮条件等、各新規公開案件における具体的なブックビルディングの要領については、各案件の発行会社が作成する有価証券届出書及び目論見書に記載されます。また、それらの配分への申込みの受付期間、受付方法等の当社における配分の要領に関する情報は、営業部店の店頭にてお知らせいたします。
8. 個別の事案において、6. までにお示しした内容と異なる方針で配分を行う場合は、その変更の理由とともに、7. に併せてお知らせいたします。
9. 当社におきましては、顧客の損失を補填し又は利益を追加する目的での株券等の配分を行わない等、金融商品取引法や自主規制団体の規則を遵守することはもとより、①発行会社が指定する者、②当社の役職員、③当社に対して特定の利便を与えうる等、社会的に不公平感を生じせしめる者、④暴力団員及び暴力団関係者、いわゆる総会屋等社会的公益に反する行為をなす者と判断される者への配分を行わないこと、更に他の商品の購入を条件に新規公開株の配分を行う等の不正な配分を行わないなど、その配分のあり方について社内規則に明記し遵守に努める所存であります。
 - なお、配分への申込みがこれらに該当するお客様からのものであることが判明した場合、その申込みはお受けいたしません。
10. 株券等を配分した先のお客様（個人を除きます。）の一部につき、配分規則に定めるところにより、そのお客様の名称及びそのお客様に配分した株券等の数量の情報を、主幹事証券会社を通じて、株券等の発行会社に提供いたします。
11. 以上のような配分の基本方針に基づき、公正な配分を通じて証券市場の発展に寄与していくことが、当社の使命であると考えております。